

就労継続支援事業所 山光園

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定就労継続支援B型サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

※ 当事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援B型を提供します。本サービスの利用は、原則として訓練等給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者の概要	1
2. 利用施設	1
3. サービスの目的・運営の方針	1
4. 施設・設備の概要	2
5. サービス提供職員の配置状況	3
6. サービス提供の内容	4
7. 利用料金	5
8. 利用者の記録及び情報の管理等	6
9. 当事業所ご利用の際留意いただく事項	6
10. 要望・苦情申立及び虐待防止	6
11. 緊急時の対応	7
12. 事故発生時対応及び非常災害時の対策について	8
13. 衛生管理等の対応について	9
14. 業務継続計画の作成に関する事項	9
15. 福祉サービス第三者評価	9

社会福祉法人仁寿会〔就労継続支援事業所 山光園〕

当事業所は島根県の指定を受けています。

(第 3211400191 号)

この説明書は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この説明書は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
この説明書は、平成 25 年 3 月 16 日一部改正し、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。
この説明書は、平成 26 年 3 月 29 日一部改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
この説明書は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
この説明書は、平成 30 年 12 月 22 日に一部を改正し、平成 30 年 12 月 23 日より適用する。
この説明書は、平成 30 年 12 月 22 日に一部を改正し、平成 30 年 12 月 23 日より適用する。
この説明書は、令和 3 年 8 月 28 日に一部を改正し、令和 3 年 9 月 1 日より適用する。
この説明書は、令和 6 年 12 月 21 日に一部を改正し、令和 7 年 1 月 1 日より適用する。
この説明書は、令和 8 年 3 月 14 日に一部改正し、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。

1. 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 仁寿会
法人所在地	島根県雲南市掛合町松笠2154番地1
代表者氏名	理事長 []
電話番号	0854-62-1500
設立年月日	昭和58年8月25日

2. 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援B型事業所 平成23年4月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	就労継続支援事業所 山光園 (3211400191)
事業所の所在地	島根県雲南市掛合町松笠2154番地1
連絡先	電話番号 0854-62-1500 ファックス 0854-62-1501
事業所の所在地	島根県雲南市掛合町松笠2154番地1
管理者	[]
サービス管理責任者	[]
サービスの実施地域	雲南市木次町、雲南市三刀屋町、雲南市掛合町、飯南町、出雲市佐田町の地域
主たる対象者	知的障がい者
定員	20名
開所年月日	平成23年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

事業の目的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まったものは、一般就労への移行にむけて支援します。
運営方針	①利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供し、通所により生産活動等を通じて知識及び能力の向上の為に必要な訓練等を行ないます。 ②利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたつて就労継続支援B型を提供します。 ③地域の結びつきを重視し、市町村及び近隣の障害者福祉サービス事業者等との密接な連携を保ちます。 ④関係法令を遵守し、サービスの提供を行ないます。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	建物の名称	農林作業管理棟	農林作業棟	受託作業棟	食堂棟
	構造	木造 1階建て	鉄骨平屋建て	鉄骨平屋建て	鉄骨平屋建て
	棟数	2棟	1棟	2棟	1棟
	延床面積	180.00 m ²	105.00 m ²	215.35 m ²	100.00 m ²
	敷地面積	531.42 m ²			318.55 m ²

(2) 主な設備

建物の名称	室名	面積	設備
農林作業管理棟	農林業用機材収納庫	40.50 m ²	机 1 台、ロッカー12口 1 個、ロッカー4口 1 個、洗濯機 1 台、収納棚、コンテナ38 個、チェンソー2 台、薪割機 2 台、刈払機 2 台、散粒器 1 台、炭切機 1 台、送風機 1 台、消火器 2 本、噴霧器 1 台、30l 動噴 1 台、コンプレッサー1 台、ネギ皮むき器 2 台、3 人用ロッカー1 台、1 人用ロッカー1 台
	打合せ休憩室	13.50 m ²	下駄箱、流し台、椅子 9 個
	機械倉庫	8.00 m ²	
	農林産物集生産資材置場	126.00 m ²	内通路 42.00 m ² 屋根裏部屋 (資材倉庫) 126.00 m ²
	大型農機具置場	84.00 m ²	乾燥機 1 台、運搬車 2 台、田植え機 1 台、トラクター1 台、マルチロータリー1 台、軽トラック 1 台、2 t トラック 1 台、軽ワンボックス車 2 台
(その他設備用建物)	温室棟 A	113.4 m ²	鉄骨ガラス張り 113.40 m ² 1 棟
	温室棟 B	53.35 m ²	鉄骨ガラス張り 53.35 m ² 1 棟
	第 2 受託作業棟	26.64 m ²	エアコン 1 台、作業台 3 基、消火器 1 本
	炭窯①	30 俵窯	島根屋八名式窯 木炭生産用
	炭窯②	40 俵窯	島根屋八名式窯 木炭生産用
	水耕栽培施設用パイプハウス	1,755.0 m ²	ネギ水耕栽培用 600.0 m ² 1 棟、野菜栽培用ハウス 400.0 m ² 1 棟、農具小屋 20.00 m ² 1 棟、水耕栽培システム 1 式、井戸 1 ヶ所
農林作業棟	集出荷調整室	105.00 m ²	冷凍庫 1 台、業務用冷蔵庫 1 台、冷却水循環装置 (チラー) 1 台、製氷機 1 台、給湯器 1 台、コンプレッサー1 台、ステンレステーブル 4 台、ステンレス収納庫 2 台、流し台 4 台、スチール机 2 台、軽貨物自動車 1 台、消火器 2 本、エアコン 1 基
受託作業棟	訓練・作業室	172.8 m ²	エアコン 2 基、男子便所 1 ヶ所 7.29 m ² 、女子便所 1 ヶ所 7.29 m ² 、作業台 7 台、椅子 20 脚、休憩用ソファ一式、カラオケセット 1 式、軽貨物自動車 1 台、消火器 2 本、住宅用ホームスプリンクラー 6 基
	訓練・作業室 (プレハブ棟)	42.55 m ²	エアコン 1 基、流し台 1 台、作業台 4 台、丸椅子 30 脚 スチール棚 2 台、消火器 1 本
食堂棟	玄関	7.44 m ²	下駄箱
	男子更衣室	10.56 m ²	6 人用ロッカー 5 台、2 人用ロッカー 1 台
	女子更衣室	7.00 m ²	6 人用ロッカー 3 台

	手洗い流し台	6.00 m ²	洗面台 1 基、流し台 1 基
	女子用便所	4.80 m ²	洋式水洗
	男子用便所	4.80 m ²	和式水洗
	食堂	59.40 m ²	テーブル 10 基、椅子 44 脚、エアコン 2 基、テレビ 1 台、食事準備用作業台 2 台、火災報知器 1 式、非常警報設備 1 式、非常灯 1 ヶ所、誘導灯 2 ヶ所、消火器 2 本

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の配置状況

職 種	員 数	区 分				常勤換算 後の職員
		常 勤		非 常 勤		
		専 従	兼 任	専 従	兼 任	
管 理 者	1		1			0. 1
サービス管理責任者	1	1				1. 0
職 業 指 導 員	1	1				1. 0
生 活 支 援 員	1	1				1. 0
運 転 手	2		2			1. 0
栄 養 士	1		1			0. 2
調 理 員	2		2			2. 0
事 務 員	1		1			0. 5

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障がい福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。指定基準の範囲で変更することがあります。

(1) 各職種の勤務体系及び職務内容

職 種	勤 務 体 制	職 務 内 容
管 理 者	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	当該事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行なうとともに、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行なう。
サービス管理責任者	6 : 1 5 ~ 1 5 : 0 0 7 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	個々の利用者について、アセスメント、就労継続支援B型計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。
職 業 指 導 員	6 : 1 5 ~ 1 5 : 0 0 7 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	就労継続支援B型計画に基づき、生産活動の機会の提供及び職場実習の開拓を行い、就労後も職場定着を図るための支援を行う。
生 活 支 援 員	6 : 1 5 ~ 1 5 : 0 0 7 : 0 0 ~ 1 5 : 4 5 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	就労継続支援B型計画に基づき、日常生活上の支援を行なう。
運 転 手	7 : 0 0 ~ 9 : 0 0	希望する利用者に対し送迎のサービスを行な

	16:00～19:00	う。
栄養士	8:30～17:15	献立の作成、利用者の栄養管理、調理員の指導監督及び調理場の管理を行なう。
調理員	8:30～17:15	献立に基づき利用者の食事を調理する。
事務員	8:30～17:15	庶務及び会計事務を行なう。
医師 (嘱託)	内科医師 月1回 1回当たり1時間以上	定期的に利用者及び職員の健康管理業務を行います。

(2) 営業日と営業時間

- ①営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日、12月29日～翌1月3日までを除く）
- ②営業時間：午前8時30分～午後5時15分
- ③サービス提供日：月曜～金曜日（国民の祝日、12月29日～翌1月3日までを除く）
- ④サービス提供時間：午前9時00分～午後4時00分
- ⑤その他：必要やむを得ない場合は、あらかじめ休日を他の日と振替、営業日及びサービス提供日以外の日に営業及びサービスの提供を行うことがあります。

6. サービス提供の内容

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ○農林作業 水耕ねぎ栽培、野菜・水稻の栽培、木炭、薪等の製造、施設外就労（請負作業） 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。

	また、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のため適切な支援を行います。
送迎サービス	自主通勤が出来ない場合、希望により送迎サービスを行いません。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により、食事の提供サービスを行いません。 ①食事は、食堂棟で摂ります。 ②食事時間は原則として、12:00～13:00とします。 ③食事の提供にかかる費用 ※低所得者の軽減措置適用の場合	昼食1食当り 600円 ※原材料費相当額 200円
日常生活上必要となる経費	①自由参加の外出又は旅行の付添い経費	付添い1人1時間当り 500円
	②通院の際の自動車燃料費又は車借上げ料	実費
	③小遣いの預り金管理料	月額 300円
	④小遣い以外の預り金管理料	月額 200円
	⑤その他通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められるものの経費	実費

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市長村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払い頂きます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障がい福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6 サービス提供の内容 (2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用者負担金の支払方法

前期 (1) (2) の料金は、1ヶ月ごとに計算し、請求しますので、指定された日までに次の方法でお支払ください。

- ・ 自動口座引き落としとしてお願いします。

- ・ ご利用できる金融機関
山陰合同銀行 郵便局 JAバンク
- ・ 手数料は、当施設で負担します。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
※この記録や情報を閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9時から午後5時までの間とします。
- (2) 利用者の個人情報については、社会福祉法人仁寿会個人情報管理規程にそった対応をします。規程に基づきサービス提供を行う上での情報提供を要請された場合は、文書による利用者の同意に基づき情報提供をいたします。

9. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来 訪 ・ 面 会	家族等の面会は、職員に申出て下さい。
設 備 ・ 器 具 の 利 用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく事があります。
喫 煙 ・ 飲 酒	喫煙場所以外での喫煙はできません。 事業所が提供する場合を除き事業所内での飲酒はできません。
貴 重 品 の 管 理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。 自己管理のできない利用者につきましては貴重品を持ち込まないようお願いします。 小遣等の預かりをご希望の方は申出てください。
宗教活動・政治活動・ 営 利 活 動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は、ご遠慮下さい。

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所ご利用相談窓口	受付担当 [] 受付期間 毎週月曜日～金曜日 (国民の祝日、12月29日～1月3日を除く) 受付時間 8時30分～17時15分 担当者がいない場合は、管理者が伺います。
苦情解決責任者	管理者 []
第三者委員	氏名 [] TEL [] 氏名 [] TEL [] 相談日：随時受け付けます。

市町村の苦情受付機関	<ul style="list-style-type: none"> ・雲南市 健康福祉部 長寿障がい福祉課 雲南市木次町里方 521-1 TEL 0854-40-1042 FAX 0854-40-1049 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く） ・飯南町 保健福祉課 飯石郡飯南町頓原 2064 TEL 0854-72-1770 FAX 0854-72-1775 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く） ・その他関係市町村の福祉担当課へご相談下さい。
島根県の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県健康福祉部障がい福祉課 松江市殿町1番地 TEL 0852-22-5239 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く） ・島根県運営適正委員会 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 内 電話 0852-32-5913 FAX 0852-32-5994 受付時間 8:30～17:15（土、日、国民の祝日を除く）

（2）虐待防止に関する措置及び相談窓口

事業所は、障がい者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、「社会福祉法人仁寿会利用者虐待防止に関する規程」に基づき、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する。

○虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	受付担当 [] 受付期間 毎週月曜日～金曜日 (国民の祝日、12月29日～1月3日を除く) 受付時間 8時30分～17時15分 虐待防止に関する責任者 []
--------------	---

1 1. 緊急時の対応について

利用者の病状急変等の緊急時には、法定代理人又は身元引受人に連絡するとともに、かかりつけ医療機関との連絡、または救急車の出動要請等を行うとともに、速やかに医療機関との連絡調整を行います。

（1）【主治医】…かかりつけ医療機関

医療機関名	
所在地	
電話番号	

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 4. 業務継続計画の作成に関する事項

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 福祉サービス第三者評価

実施の有無	実施していません	実施年月日	
評価機関		評価結果の開示状況	

※第三者評価は、福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、第三者機関が客観的かつ専門的な立場から評価する。

指定障害者福祉サービス就労継続支援B型の提供及び利用の開始に際し、本書に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

島根県雲南市掛合町松笠2154番地1

社会福祉法人仁寿会

理事長 [] 印

就労継続支援事業所 山光園

管理者 [] 印

説明者

サービス管理責任者 [] 印

上記のとおり、重要事項の説明を受けたことを確認し、同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 印

法定代理人又は身元引受人

住所

氏名 印